

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

江津市長 中村 中

市町村名 (市町村コード)	江津市 (322075)
地域名 (地域内農業集落名)	川越 (鹿賀、川越、渡田、田津、上大貫、下大貫、坂本)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月25日 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・認定農業者4者(4法人)を含む5法人2個人が地域の農業を担う者として在する。
- ・上記担い手による集積率は約49%。
- ・江の川沿いに農地が集中しており、比較的平坦な農地が多く、田：畑の割合が2：8と畑が多いのが特徴。
- ・複数の農業法人が有機JAS認証圃場を有し、桑、麦、大豆、ごぼうなど本市における有機農産物の多くがこのエリアで生産されている。
- ・農業法人と個人の担い手が共存しているが、個人担い手の高齢化が懸念される。
- ・水害多発地域であり、進展する治水事業の計画や進捗状況を鑑みた対策を講じる必要がある。また、治水事業により農地の大幅な減少が見込まれる集落がある。
- ・圃場整備は概ね完了【S61(鹿賀、渡田)、S61~53(田津)、S63(上大貫)、H12~15(大貫・田津)、H15~16(渡田)、H19~25(上大貫)、H19~25(渡)】

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・桑、麦、ゴボウなどの有機露地野菜栽培とタマネギ等の水害回避作物栽培の拡大エリア
- ・農業法人を中心とした営農形態(作物、時期、面積、経営規模、有機JAS等)によるゾーニングと農地集約の推進。
- ・タマネギ等の水害回避可能な作物の導入による安定した営農体系の確立。
- ・治水事業の影響を緩和するための代替農地の確保・移転推進。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	100 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	61 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・地域農業を担う者が現に耕作している農地と、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の対象となっている農地に加え、協議の場参加者等が将来にわたって守ることを望む農地を、農業上の利用が行われる農用地等の区域とし、それ以外の農地を保全・管理等が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿賀集落：全域をブルーゾーンとし、有機桑葉の生産拠点として農業法人に集積する。 ・川越集落（渡）：全域をグレーゾーンとし、課題となっている獣害の軽減を図り、農業法人や新規就農者への集積を目指す。 ・渡田集落：既に地域内の農業法人によって集積されている箇所はブルーゾーンとし、営農の継続支援を図る。その他の箇所は集積可能な担い手が不足しておりレッドゾーンとなるため、利活用方法の検討を行う。 ・田津集落：有力な畑作地帯で農業法人が集中しており、ブルーゾーンとする。一方で、治水事業の影響により農地の減少及び水害頻度の上昇が予想されるため、動向を注視し対応する必要がある。 ・上大貫集落：拡大意向を持つ担い手が在するためブルーゾーンとするが、治水事業の影響により農地が大幅に減少する可能性がある。 ・下大貫集落：既に農業法人が集積しておりブルーゾーンとするが、治水事業の影響により農地が大幅に減少する可能性がある。 ・坂本集落：既に農業法人が集積しておりブルーゾーンとする。
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>担い手の経営意向を斟酌しながら、順次中間管理機構による集積を進めていく。</p>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>エリア内の全集落で、小規模基盤整備（暗渠排水、大区画化、コンクリート畦畔の老朽化・漏水、用排水路の改善、区画形状の改善、竹の繁茂解消等）が必要。</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>有機農業を含めた畑作露地栽培の拠点として、地域の農業法人と連携し、多様な人材の確保・育成を推進する。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>当エリアには農業支援サービス事業者が不在。</p>

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

<p>【選択した上記の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ・サルによる農業被害が大きいため、地域と行政、農協が連携し対策を講じていく。 ・本市の特産品でもある桑、ゴボウ、大麦若葉などが有機JAS認証圃場で栽培されている。これらの拠点化を推進し、生産の拡大を図る。 ・水害多発地域であり、タマネギ等の被害を回避できる作物の導入を推進する。 ・治水事業により農地が大幅に減少する可能性がある区域があり、動向を注視しながら代替農地の検討・移転を進める。
